



(奈良)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
8 木簡の釈文・内容

三社池は、東大寺東南院に付属する池で、『東大寺諸伽藍略録』には東南院主聖珍法親王の時に庭前の池に三社託宣の名号が顯現したとある。すでに鎌倉末期には池は存在したのである。『東大寺寺中寺外惣絵図』をはじめとして、江戸時代の絵図にも東大寺南大門の外側東南には小池が描かれている。池は形を変えながらも現在につづく。

今回の発掘調査は、付近

奈良・東大寺旧境内 三社池

さんしや

- 1 所在地 奈良市雜司町字三社
- 2 調査期間 一九九〇年(平2)五月～七月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 今尾文昭
- 5 遺跡の種類 寺院園池跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀～現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

三社池は、東大寺東南院に付属する池で、『東大寺諸伽藍略録』には東南院主聖珍法親王の時に庭前の池に三社託宣の名号が顯現したとある。すでに鎌倉末期には池は存在したのである。『東大寺寺中寺外惣絵図』をはじめとして、江戸時代の絵図にも東大寺南大門の外側東南には小池が描かれている。池は形を変えながらも現在につづく。

今回の発掘調査は、付近

一帯に対する奈良県の公園整備事業の事前緊急調査として行なつたもので、池の西側を中心とする約六四〇m²を調査した。

調査の結果、過去三時期にわたる池の輪郭があらわれた。当初の池の汀線は、現在(調査時点)の池から一二mあまり西側にあり、直線的に約二〇mつづく。池の西南隅からは吉城川に向かう排水溝が開削されている。池は肩部から中央に向かって地山を整形した緩やかな勾配を示し、洲浜風を意図したものと思われる。ただし排水溝のとりつき付近に小砂利の敷設が一部あつたが、調査範囲の中で敷石を施したり、景石を配したりした痕跡はない。池内部の堆積層位内には、一二世紀前後の土師器皿・瓦器碗が主体となって含まれる。隣接の石組井戸内には一世紀代の黒色土器碗の出土もある。調査成果によるならば、池の開削時期は、平安時代末期以前にさかのぼる可能性が高い。

紹介の卒塔婆は、当初の池の最終堆積層の上面で検出したものである。合計七点あり、およそ頭頂を南に揃えたような状態で出土した。

卒塔婆にはいざれも頭部に梵字が記され、その下に仏画が描かれているが(插図参照)、それらは省略し、下端にある供養の願文のみを釈文として掲げる。なお、番号は発掘調査時のとりあげ順によっている。



(1)表

・「值中興兼順教房法印

二七日忌景起立塔以令

畱繪尊像奉_{〔備カ〕}淨□直因

者也仍含識普利

延識房白敬

天正六年早秋□□」

・「祝迦如來

1813×191×16 061

□□不思議善常
□□身大牟尼名法

」 (930)×195×17 061

・「相當興兼順教房法印

二七日之光景刻彫法身_{〔究カ〕}

竟之制底奉資成等正覺

之妙樂者也乃至晋_{〔利カ〕}

高_{〔田カ〕}

天正六年七月廿三日 專修院隱居白」

1814×177×17 061

(2)

・相当□□

□□為祈出離生死□□

刻一基奉□□

千□院

天正七年初秋十日 隱居」

1821×195×13 061

(4)

・「□□即□□□
□□後生清淨

高_{〔田カ〕}

天正六年七月廿三日 專修院隱居白」

1814×177×17 061

院日記』の記載は水野正好氏、卒塔婆については藤澤典彦氏に多大のご教示を賜わった。

9

関係文献

和田 萃「東大寺三社池出土の絵塔婆」『仏教史学研究』三四一
一九九一年)

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『大和を掘る——一九九〇年
年度発掘調査速報』(一九九一年)

(今尾文昭)

奈良・藤原宮跡

所在地 奈良県橿原市高殿町

調査期間 第六次調査 一九九〇年(平2)四月~八月

発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

調査担当者 代表 牛川喜幸

遺跡の種類 宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代 七世紀末~八世紀初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は藤原宮大極殿院・内裏の東外郭東側および東方官衙地域の西辺部にあたり、調査は第四次調査区の北に接して調査区を設けて実施した。調査面積は一一〇〇m²。

検出した遺構は弥生時代・藤原宮期・平安時代および中世に属する。藤原宮期の主な遺構には、大極殿院・内裏外郭の東を限る南北掘立柱塙SA八六五、SA八六五の東方に位置する南北溝SD八六九・東大溝SD一〇五・南北溝SD八五〇の三条の溝、東方官衙の西を限る南北塙SA六六三〇と官衙内の掘立柱建物などがある。

木簡は、SD一〇五から二四点(うち削削五点)、SD八五〇から五六点(うち削削九点)、計八〇点が出土した。

SD一〇五は藤原宮東半地域の基幹排水路で、最大幅五m、深さ



(积文)

順教房法印
(カ)
逆修興兼

天正六(寅)七月十日

(寧樂)一四
一九三一年、による